



事業活動に影響を受けている事業者を応援します！

中小企業者等 物価高騰対策緊急支援金

原油価格、物価高騰の影響を受けた村内事業者の方に対して、支援金を給付します。

申請期間：令和6年1月4日から令和6年2月29日まで

支給額は

1事業者あたり

法人事業者 10～50万円

従業員数10人以下 10万円

従業員数20人以下 20万円

従業員数30人以下 30万円

従業員数31人以上 50万円

個人事業者 3万円

申請方法は

持参

または

郵送

※従業員数は令和5年10月1日時点の常用雇用者数

※申請書は、添付の用紙をご活用いただくか、村ホームページからダウンロードしてください。

支援金が受けられる要件は？

村内で事業を営む事業者のうち

- ・大分類A－農業、林業のうち中分類－02林業

※農業・漁業は、別な制度で支援措置を設けていますので、改めて対象者に通知します。

- ・大分類D－建設業のうち中分類－06総合建設業、07職別工事業
- ・大分類E－製造業のうち中分類－09食品製造業、12木材・木製品製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業
- ・大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業のうち中分類－33電気業
- ・大分類H－運輸業、郵便業のうち中分類－44道路貨物運送業、45水運業
- ・大分類I－卸売業・小売業のうち中分類－56各種商品小売業、57織物・衣類・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業



- ・大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち中分類－75 宿泊業、76 飲食店
- ・大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類－78 洗濯・理容・美容・浴場業
- ・大分類P－医療、福祉のうち中分類－85 社会保険・社会福祉・介護事業
- ・大分類Q－複合サービス業のうち中分類－87 協同組合（他に分類されないもの）
- ・大分類R－サービス業のうち中分類－88 廃棄物処理業、89 自動車整備業、90 機械等修理業

※産業分類は日本標準産業分類による。

- 令和5年10月1日時点で事業を営んで事業収入を得て、申請日時点でも営業を継続している方。
- 村税等（法人村民税、村県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がない方。

※その他、詳細については村ホームページにてご確認ください。

必要な書類

〔法人事業主〕

- ア 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
- イ 直近の事業年分の確定申告書類の控え等の写し
- ウ 法人事業概況説明書
- エ 村内事業所に勤務する従業員数を証明する書類
- オ 法人名義の振込先口座の通帳の写し。
- カ 代表者本人の身分証明書の写し

〔個人事業主〕

- ア 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
- イ 直近の事業年分の確定申告書類の控え等の写し
- ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し。
- エ 申請者本人の身分証明書の写し
- オ 申請者本人の滞納がないことの証明書（村外に住所を有する個人事業者に限る）

問合せ・書類送付先

〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20 電話 38-2111
佐井村総合戦略課 地域振興係 平日 8:15~17:00